

会 議 録

| | | | |
|--------------|-------|---|------|
| 会 議 名 | | 第155回都市計画審議会 | |
| 開 催 日 時 | | 2016年(平成28年)5月27日 午後2時 | |
| 開 催 場 所 | | 藤沢市保健所 3階 研修室 | 傍聴者数 |
| | | | 1 |
| 出 席 者 | 会 長 | 高見沢 実 | |
| | 委 員 | 新井 秀雄, 飯塚 良, 小泉 信, 西尾 英子, 横田 敏夫, 星野 晃司, 池尻 あき子, 岡村 敏之, 加藤 薫, 水落 雄一, 井上 裕介, 吉田 淳基, 池田 一紀, 近藤 正人 | |
| | 事 務 局 | 石原計画建築部長 都市計画課=三上課長, 大貫主幹, 額賀主幹, 青柳課長補佐, 小泉課長補佐 | |
| 議題及び公開・非公開の別 | | 議題 1. 藤沢市立地適正化計画について 2. 藤沢市都市計画公園・緑地の見直しについて 報告事項 1. 藤沢市都市マスタープランの進行管理及び改定 について (すべて公開) | |
| 非公開の理由 | | | |
| 審議等の概要 | | 別添議事録のとおり | |
| そ の 他 | | | |

第155回 藤沢市都市計画審議会

議 事 録

日 時 2016年(平成28年)5月27日(金)

場 所 藤沢市保健所 3階 研修室

●出席者

・市民

| | |
|------|--------|
| 新井秀雄 | 湘南大庭地区 |
| 飯塚良 | 辻堂地区 |
| 小泉信 | 御所見地区 |
| 西尾英子 | 藤沢地区 |
| 横田敏夫 | 明治地区 |

・学識経験のある者

| | |
|-------|---------------------------|
| 星野晃司 | 小田急電鉄(株)専務取締役 |
| 池尻あき子 | (株)プレック研究所 環境計画部 次長 |
| 岡村敏之 | 東洋大学国際地域学部 教授 |
| 加藤薫 | (有)ケー・ユー・エヌ空間研究室 代表取締役 |
| 高見沢実 | 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授 |
| 水落雄一 | (公社)神奈川県宅地建物取引業協会 湘南支部支部長 |

・市議会議員

| | |
|------|---------------|
| 井上裕介 | 総務常任委員会 委員長 |
| 吉田淳基 | 建設経済常任委員会 委員長 |

・関係行政機関

| | |
|------|-------------------------|
| 池田一紀 | 神奈川県藤沢土木事務所所長 代理 道路都市部長 |
| 近藤正人 | 神奈川県藤沢警察署署長 代理 交通課長 |

以上、15名

●事務局職員

石 原 計画建築部長

三 上 都市計画課長

大 貫 都市計画課主幹

額 賀 都市計画課主幹

青 柳 都市計画課課長補佐

小 泉 都市計画課課長補佐

その他職員

◆傍聴者・・・・・・・・ 1名

第 155 回 藤沢市都市計画審議会

日 時 2016 年（平成 28 年）5 月 27 日（金）
午後 2 時
場 所 藤沢市保健所 3 階 研修室

次 第

1 開 会

2 成立宣言

3 議事録署名人の指名

4 議 事

議第 1 号 藤沢市立地適正化計画について

議第 2 号 藤沢市都市計画公園・緑地の見直しについて

報告事項 1 藤沢市都市マスタープランの進行管理及び改定について

5 その他

6 閉 会

事務局 定刻となりましたので、第 155 回藤沢市都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様には大変お忙しい中、藤沢市都市計画審議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、計画建築部長からごあいさつ申し上げます。

石原計画建築部長 本日はお忙しい中、第 155 回都市計画審議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。私はこれまで都市計画課長として参加をしておりましたけれども、この 4 月 1 日から計画建築部長を拝命いたしました。引き続き、よろしくお願いいたします。

本日は平成 28 年度最初の審議会でございます。後ほどご紹介させていただきますが、新たにご参加いただきます委員におかれましても、当審議会をよろしく願い申し上げます。

本日は付議案件 2 件、報告案件 1 件を予定しております。付議案件につきましては、「藤沢市立地適正化計画について」、「藤沢市都市計画公園・緑地の見直しについて」の 2 件をお諮りいたしますので、委員の皆様には多方面からのご意見をいただき、藤沢市都市計画のより良い策定のためにご審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、審議会に移らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局 次に、新委員の紹介をいたします。5 月 18 日開催の藤沢市議会臨時会における各常任委員会の役員の改選に伴い、市議会からの選出委員に変更がございましたので、ご紹介いたします。お名前を申し上げました後に、一言ごあいさつを頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。総務常任委員会委員長の井上祐介委員です。

井上委員 新たに総務常任委員会委員長として活動させていただくことになりました。現在、3 期目の議員活動となっております。皆さんからしっかりとご指導いただいて、委員として汗をかいていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 続いて、建設経済常任委員会委員長の吉田淳基委員です。

吉田委員 新委員と言いましても昨年も務めさせていただいたわけですが、今年建設経済常任委員長として参画をさせていただくことになりました。藤沢市のこれからのまちづくりのために微力ではありますが、尽力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 また、4 月 1 日付けの神奈川県の人事情動に伴いまして、新たに神奈川県藤沢土木事務所長の鈴木仁委員にご就任いただいております。本日は公務によりご都合が合わず、代理で池田道路都市部長に出席していただい

おりますので、よろしくお願いいたします。

また、神奈川県藤沢警察署長の沢田委員につきましても、公務によりご都合が合わず、近藤交通課長に代理出席していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

新年度を迎え、新たにご参画いただく委員を含め委員の皆様方には藤沢市の都市計画について、ご審議並びにご指導を賜りたいと存じます。今後ともよろしくお願いいたします。

また、4月1日付けの人事異動に伴い、事務局職員にも異動がありましたので、ご紹介いたします。(事務局職員紹介)

それでは、本日使用いたします資料の確認をいたします。(資料の確認)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局

それでは、次第に従い、本日の審議会を進めさせていただきます。

次第2 本日の都市計画審議会の成立についてご報告申し上げます。藤沢市都市計画審議会条例第6条により、審議会の成立要件として、「委員の2分の1以上の出席が必要」とされております。現在の委員の定数は20名でございます。本日は15名の委員に出席いただいております。したがって、本日の会議が成立いたしましたことをご報告申し上げます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局

続きまして、本日の議事でございますが、本日は付議案件2件、報告事項1件を予定しております。付議案件として、議第1号「藤沢市立地適正化計画について」、議第2号「藤沢市都市計画公園・緑地の見直し」の2件についてご審議をいただきたいと思います。

次に、報告事項といたしまして、「藤沢市都市マスタープランの進行管理及び改定について」の1件についてご報告いたします。本日の運営については、このように進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

事務局

続いて、会議の公開に関してですが、本審議会は、藤沢市情報公開条例第29条の規定により、原則公開としておりますが、会長、いかがでしょうか。

高見沢会長

本日も公開としております。傍聴者はいらっしゃいますか。(1名入室)傍聴される方はルールを守り、傍聴されるようお願いいたします。

事務局

それでは、議事に入りますので、高見沢会長、よろしくお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長

はじめに、本日の議事録署名人を指名いたします。
お手元の委員名簿の選出区分より、市民委員と学識経験のある委員から

指名させていただきますので、西尾委員と岡村委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長

それでは、次第によりまして議事に入ります。

本日の審議会につきましては、議案が2件と報告事項が1件とことでございます。

まず、議第1号「藤沢市立地適正化計画について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議第1号「藤沢市立地適正化計画」について、本日は、前回の報告以降とりまとめました案について、諮問をさせていただくとともに、その内容をご説明いたします。

本日の資料についてですが、議案書1の本編と、資料集の資料1-1としまして、前回ご報告以降の経過及び素案からの主な変更点を取りまとめたもの、資料1-2としまして、計画の全体図となっております。

説明につきましては、資料1-1からご説明をさせていただき、その後、議案書1の本編をご説明いたしますが、今回から新たに委員になられた方や前回欠席された方もいらっしゃると思いますので、立地適正化計画の役割及び策定の目的のみ、「議案書1」でご説明いたしますので、「議案書1」の1ページをご覧いただきたいと思います。

「1 計画の役割及び策定の目的」の「(1) 計画の役割」でございますが、立地適正化計画につきましては、少子超高齢社会に対応したまちづくりを進めていくための計画であり、2014年8月の都市再生特別措置法の改正により、その計画の策定が定められたものでございます。また、下の囲みにありますとおり、「立地適正化計画のポイント」として、幾つかございますが、主なポイントとしては3点ございます。

1点目は、今後20年間で大幅に人口が減少しない本市にはなじみませんが、人口減少が進む都市においては、人口の増加に合わせ、拡大した市街地を将来的な人口構成を見据え、緩やかな市街地の集約化を図り、一定の人口密度を維持するという点。

2点目は、超高齢化が進む都市において、福祉や医療といった都市機能のコンパクト化と公共交通によるネットワーク形成を図るという点。

3点目は、都市の集約化は、短期間の強制的な集約ではなく、届出勧告制度による緩やかな誘導を図るという点でございます。特に市街地の集約化に当たっては、市街化区域の中に居住を誘導すべき「居住誘導区域」を定めるといふことと、その居住誘導区域の中に、商業施設や福祉施設とい

った都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」を明確に示すことが定められております。

次に、3ページをご覧ください。「(3) 藤沢市における策定の目的」ですが、本市では現行の「藤沢市都市マスタープラン」において、「自立するネットワーク都市」を将来都市像に掲げ、コンパクトシティ化を推進してきましたが、国により制度化された「立地適正化計画」では、コンパクトシティの考え方を具体的な「区域」・「施設」として示すこととしております。

少子・超高齢社会等への対応や今後も安定的な都市運営が求められる中で、持続可能なまちづくりを進めていくとともに、藤沢市都市マスタープランで定めた、将来都市構造の具現化に向けた取組を推進することを目的に、「藤沢市立地適正化計画」を策定するものでございます。

それでは、お手元の資料1-1をご覧ください。(資料1-1参照)

まず、「1 前回都市計画審議会以降の経過及び主な意見とその回答」です。(1) 市議会ですが、3月1日の建設経済常任委員会で素案の報告を行っております。主な質疑・意見等の内容についてですが、番号1の「今までと大きなまちづくりの方向性は変わらないようだが、今回のコンパクトシティ プラス ネットワークを取り入れた理由はこういったものか」や番号2の「計画策定によるデメリットに対する質問」、また、番号8の「都市拠点、地区拠点のあり方に関する意見」などをいただいております。

(2) パブリックコメントですが、3月18日から4月18日までの1ヶ月間実施しており、4名の方から9件の意見をいただきました。主な意見等の内容と市の考え方ですが、「番号4」「辻堂駅に大規模商業施設を誘導するとあるが、これ以上の誘導は交通渋滞を招き、逆に不便になるのでやめた方がいい。」というものです。これに対する市の考え方としては、「誘導施設の設定については、今ない施設を誘導したいという場合と、今ある施設を維持していきたいという場合があり、辻堂駅周辺都市拠点では、今ある施設を維持していきたいとして設定しており、新たに大規模商業施設を誘導するものではありません。今後、標記の仕方について、検討してまいります。」としております。

次に「番号6」、「津波の浸水想定区域が一律、居住誘導区域から外されているが、想定が5mを超えるところから30cm程度のところもあり、区域を細分化すべきではないか。」という意見です。これに対する市の考え方は、「防災対策先導区域については、ハザードエリアであることの周知による災害に対する意識啓発を目的にしているため、津波浸水想定区域全域を設定しております。」としております。

次に、(3) 市民説明会ですが、3月23日鶴沼市民センター、24日湘南台市民センター、26日湘南NDビルと計3回実施し、参加者は1名でした。主な意見として、立地適正化計画の成果をどのように上げていくのかということや、目標の設定値についてのご意見をいただいております。

「2 素案からの主な変更箇所」については、(1) 誘導施設の追加について、3点ございます。①子育て支援及び経済活性化の観点から、藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅、片瀬江ノ島駅の都市拠点に「駅一体型生活支援施設（保育施設等）」を設定します。

次に②、湘南台駅周辺都市拠点に、北部地域の商業機能の中心地としての充実を図るため、大規模商業施設を設定します。

最後に③、複合社会福祉施設について、素案の段階では、市民センター・公民館の再整備が計画されている地区のみ記載していましたが、どの地区にも必要な施設のため13地区拠点すべてに設定します。

次に、(2) 誘導施設の詳細設定については、素案の時点では大まかな用途のみをお示ししておりましたが、事業者等が届出の有無の判断ができるよう面積や機能といった具体的な施設要件を設定します。各誘導施設について詳細と設定理由を記載しております。パブリックコメントでも意見をいただいておりますので、設定理由の中で維持していく施設なのか、誘導していく施設なのかを示しております。

次に、(3) 誘導施策の追加ですが、都市拠点・地区拠点の整備として、「藤沢駅周辺の再活性化」と「地区の拠点となる市民センター・公民館の再整備」を追加します。

次に、「3 今後のスケジュール案」についてですが、6月から7月にかけて、郷土づくり推進会議や関係団体との意見交換を行い、8月の本審議会において、立地適正化計画に対する答申をいただきたいと考えております。その後、市議会に最終案を報告し、10月から3月までの周知期間を経まして、来年4月の運用開始を予定しております。

続きまして、議案書1の本編について、ご説明をさせていただきます。前回の報告と重複する部分がありますが、本日は諮問のため、再度、全体を通してのご説明となりますので、少し長くなりますが、ご容赦いただければと思います。それでは、表紙をおめくりいただき、「目次」をご覧くださいと思います。

本編の構成ですが、「1 計画の役割及び策定の目的」「2 現状及び課題」「3 まちづくりの方針」「4 立地適正化計画の基本的な考え方」「5 立地適正化計画の策定に伴う建築物等の届出及び誘導施策」「6 目標」「7 進行管理及び見直し」の7項目で構成しております。

1 「計画の役割及び策定の目的」については、先ほどご説明をいたしましたので、初めに6ページをご覧ください。

「2 現状及び課題」についてですが、ここでは、(1)人口から(8)財政状況まで8項目あげております。時間も限られていますので、2箇所ほどご説明させていただきます。まず(1)人口①人口推計についてですが、7ページ上段の図にあるとおり、本市の人口推計では、ピーク人口を2030年の約43万人、高齢化率は2025年に25%を超えると推計しております。今後、20年で大幅な人口減少はありませんが、高齢化率、高齢者数については大幅に増加していくため、超高齢社会に対応したコンパクトな都市構造と、より利便性の高い公共交通を整備していく必要があります。

次に、20ページをご覧ください。(3)都市交通の①公共交通のサービス圏域については、藤沢市は鉄道網に恵まれており、南部地域の東西方向にJR東海道線、東側の南北方向に小田急江ノ島線が通っております。また、湘南台駅には相模鉄道、横浜市営地下鉄が接続するなど全体で6路線17駅があります。そのため、21ページの図にあるとおり、最寄り駅まで15分で行ける圏域の人口割合がバス・徒歩では約7割、自転車を加えると約8割となっています。また、15分圏域から外れている地域としては、湘南大庭地区や遠藤地区などがあり、いずみ野線の延伸や辻堂駅から慶応大学周辺を結ぶ新南北軸線の整備等を進めています。これらの公共交通を整備することによる各拠点まで、また各拠点間をつなぐネットワークの形成を図ってまいります。

次に、35ページをご覧ください。「3 まちづくりの方針」についてですが、本市の現状及び課題を踏まえてのまちづくりの方針としましては、「市民の誰もが、住み慣れた地域で、安全・安心に暮らせる、少子超高齢社会に向けた持続可能なまちづくり」とし、それを実現する都市構造として、コンパクトな都市構造の核となる6の都市拠点、市民の身近なまちづくりの単位としての13の地区拠点、それら拠点を結ぶ交流・連携の骨格となる交通体系の形成を進め、多極ネットワーク型のコンパクトシティの構築をさらに推進します。

次に、38ページをご覧ください。「4 立地適正化計画の基本的な考え方」についてですが、(1)立地適正化計画の区域については、藤沢市全域とし、(2)計画期間としては、平成29年度から平成48年度の20年間とします。(3)立地の適正化に関する基本的な方針ですが、本市では、今後20年間で少子化、高齢化が進行していくため、少子超高齢社会に備え、都市拠点及び地区拠点を中心に、現在の市街地の居住環境の維持・向上を図ります。また、立地適正化計画策定の本来の趣旨の一つに、人口の

増加にあわせ、拡大した市街地を今後の人口動向にあわせ、緩やかに集約していくということがあります。本市においては、今後も大幅な人口減少が見込まれていないため、現在の都市の活力が維持されることが想定されることから、市街地の集約という観点ではなく、大規模自然災害に対する安全性の向上、及び少子超高齢社会に向けた各拠点における都市機能の維持・向上を図っていくこととしております。

次に 39 ページの図は、本計画の全体図となります。お手元の「資料 1-2」に同様のものをカラーA3 版でお示ししておりますので、そちらを一度ご覧ください。まず、立地適正化計画では、具体的な区域・施設として必ず設定すべき項目が 3 つございます。1 つ目が、図の上、緑の斜線で示している居住を誘導すべき「居住誘導区域」、2 つ目が赤い斜線で示している商業や福祉といった都市機能を誘導すべき「都市機能誘導区域」、そして 3 つ目が、各拠点名の下に枠で囲っています都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき「誘導施設」でございます。また、そのほかに市が独自で、各市の特色に合わせた区域を設定することが可能であり、本市では青の横線で示している防災対策先導区域を設定しております。

それでは、順にご説明いたしますので、本編の 40 ページをご覧ください。(4) 居住誘導区域でございますが、人口密度を維持し、生活サービスや地域コミュニティを持続的に確保するとともに、より安全・安心な生活環境を構築することを目的に設定するものです。今後 20 年間で大幅な人口減少は見込まれない本市につきましては、津波浸水想定区域などのハザードエリアを除き、原則、市街化区域を居住誘導区域に設定するものです。

(5) 防災対策先導区域でございますが、この区域は藤沢市が独自に設定する区域でございます。防災対策先導区域には、本市のハザードマップで設定している津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域を設定するものでございます。これはハザードエリアであることの再周知を行い、災害に対する地域住民の意識啓発を図るとともに、減災・防災対策を重点的に行っていく区域として設定し、事業者や市民等と連携して、より安全・安心な居住環境づくりを進めます。特に今回の制度の一つにある、居住誘導区域外における開発行為等に対する届出制度を有効に活用し、防災対策先導区域での開発行為等を行う事業者や住民等に対し、区域設定の趣旨を周知し、そのエリアのハザード状況や避難方法等の周知を行い、災害に対する意識啓発を図ってまいります。

次に、(6) 都市機能誘導区域でございますが、医療・福祉・商業といった都市の居住者の利便のために必要な都市機能を誘導し、都市の活力を

維持していくことを目的に設定し、藤沢市都市マスタープランで位置づけている6都市拠点及び13地区拠点を都市機能誘導区域とするものがございます。都市機能誘導区域の設定により、都市マスタープランで位置づけている将来都市構造のイメージがより明確になるとともに、多極ネットワーク型のコンパクトシティを構築することにより、拠点への移動の容易さ等から、都市の活力が維持・向上するとともに、高齢者の行動の活発化が図られることによる健康寿命の増進や、子育て世代・若者世代等にも魅力あるまちづくりを目指すものです。

次に、(7) 誘導施設でございますが、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設を設定するものです。6都市拠点には、各拠点の特性に合わせた誘導施設を設定することとし、例えば、大規模商業施設、大規模病院及び図書館などを設定するものがございます。また、13地区拠点には、各地区の拠点となる市民センター・公民館を基本に誘導施設を設定するものです。

ここからは、(8) 地区ごとのまちづくりの方向性（誘導方針）についてですが、6都市拠点及び13地区拠点ごとに、現状、公共交通等、そしてまちづくりの方向性を記載しております。49ページから「藤沢駅周辺都市拠点」となっており、このページから順に6都市拠点、13地区拠点の考え方を示しております。100ページから最後、御所見地区拠点となっております。

次に、少しページ飛びまして、103ページをご覧ください。資料1-1でも若干触れましたが、地区ごとのまちづくりの方向性を踏まえた「各拠点の都市機能誘導施設一覧」になります。また、104ページ、105ページがその誘導施設の詳細設定となっており、106ページから108ページが「藤沢市交通マスタープラン」や「交通アクションプラン」の考えをまとめた「公共交通に関する事項」となっております。

次に、109ページをご覧ください。「5 立地適正化計画の策定に伴う建築物等の届出及び誘導施策」でございますが、(1) 届出の必要な建築等の行為につきましては、主な届出対象行為としまして、居住誘導区域外における3戸以上の住宅を建築する開発行為を行う際に本市に届出が必要となるものです。

次に、(2) 誘導施策ですが、各区域を形成するための施策として「津波避難に対する取組」「基幹的な公共交通サービスレベルの維持・向上」、また素案から追加しました「都市拠点・地区拠点の整備等」などを進めるものです。

次に、「6 目標」ですが、20年後も持続可能な都市となるよう「居住

誘導区域内の人口密度の一定の確保」「最寄り駅まで15分圏域の人口割合の増加」の2つを設定します。

最後に、「7 進行管理及び見直し」ですが、本計画の実現に向け、概ね5年ごとを目安に、本計画の目標及び誘導施策の進捗状況等を基に進行管理を行います。また、本計画につきましては、概ね20年後の都市の姿を展望するとともに、近年、移り変わりの早い社会経済情勢の変化に対応するため、進行管理の時期等に合わせ、必要に応じて適宜見直しを実施してまいります。

以上で「藤沢市立地適正化計画」について、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

高見沢会長

事務局の説明が終わりましたので、審議に入りたいと思います。ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

水落委員

私は宅地建物の方から委員に出ているのですが、これだけいろいろあって、ここ一部だけ問題というのは難しいと思うのですが、我々が関わる宅地建物に関しては神奈川県本部でも県へ、それから湘南支部でも藤沢市の方へ要望という形で出そうかということで、市議の先生方ともお話しているのですが、44ページの④の「津波浸水想定区域」にはいろいろ書かれている中で、片瀬と鵜沼と辻堂で2万5,000世帯、6万人を対象とするとあるのですが、東北の地震ではものすごい被害を被っているわけですが、この地域は2メートル以下というところもある。そうすると、10メートルの津波が来たらどうするんだという問題になって、我々が考えているのは、建ぺい・容積、特にこの地域は風致地区で8メートルから10メートルのものしか建てられないんです。避難できない区域については「津波避難ビル」とあるけれども、この津波避難ビルがどのくらい建っているのかというと、ほとんど建っていないんです。そうすると、実際に相模湾に津波が来たら、この地域は全滅です。藤沢市役所で10メートルぐらいですか。鵜沼でも10メートルというところが一部あるけれども、ほとんど10メートル以下なんです。そうすると、こういう具体的なことをどうするかという問題と、あと1つ我々が思うのは、建ぺい・容積の問題、風致地区の問題で特別な地域を設けるとか、その辺を考えないと、文章だけうたっても実際に津波が来たら、全部津波にのまれてしまうのではないかと思うので、その辺の具体的なものを考えていただければと思います。

事務局

藤沢市は県の方から慶長型というのが出まして、10.7メートル、さらに昨年80センチと最大津波を11.何メートルと少し高くしております。その状態を生かして、千年に一度かもしれないけれども、11.何メートルのものが来るという予測が示されておる状況は確かにあります。今、防災危

機管理室が防災対策も含めて建設3部と一緒にあって、できることとして津波避難ビルの協定や公共施設、特に学校とか市営住宅を津波避難に役立てるとして、屋外階段をつけるようなことを微力ながらやっている状況ですが、根本的なところは、今、委員がお話されたと思います。我々は、この立地適正化計画の原稿を書くのにいろいろ苦勞したところでありまして、国が示している計画は、もともと藤沢市はコンパクト化しておりますし、当面、人口は減少しないので、市街化区域すべて居住区域でいいのではないかということで、国土交通省に持っていった経緯があります。ところが法律上、災害エリアは原則外しなさいということで、津波想定では急傾斜はやむなく外す。ただし、そこは住まないという意味ではなくて、むしろ藤沢市としてはきちんと対策をした中で、今後も今までと変わらず住んでいただきたいということで、逆手に取った形で「防災対策先導地区」というネーミングをつけて、これからしっかりやっていきたいという意思表示をしてやっています。

この中では立地適正化のスタートとしては、まず第1に都市マスタープランの一部に位置づけられるという性格ですから、大きな成果として都市マスタープランの一部として津波浸水想定区域が、オール藤沢市として津波対策先導区域としてしっかりやっていくんだというのが1つできると思っています。具体的な取り組みについては、委員の意見も十分認識しておりますし、参考にしながら考えていきたいと思っているのですが、今、立地適正化の中で早急に用途地域部分の書き込みはなかなか踏み込めない状態ですが、今後、その部分は十分認識しております。鶴沼、片瀬、辻堂に居住している6万人の方の総意といいますか、中には明治から昭和初期にかけて別荘地として良好な形がつけられ、藤沢市の原風景の名残がいまだにあるところに高いもの、固いものをという意見も一部聞き及ぶ中で、早期に調整していくのはなかなか難しいという状況でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

水落委員

この地域の財産とか歴史の重要性はわかりますが、それ以上に市民の命を最優先に考えていただければ、もう少し何かあるのではないかと思いますので、よろしく願いします。

高見沢会長

今の点で確認ですけれども、110ページの(2)誘導施策の①市が行う施策の「津波避難に対する支援」は、立地適正化計画をつくると、中心的な施設以外にもこのような支援が手厚くなるのか、それとも従来のものが書いてあるだけなのか、その辺はどう理解すればいいんですか。

事務局

市が行う施策としては、既にやっているものもあります。津波避難に関する支援ということでは、例えば白百合幼稚園では、園児や先生たち以外

に周辺の人たちもいざというときに避難できるように、屋外階段や施設を設けた場合は、その面積割合に応じて補助金を出すシステムがありまして、それは何棟か沿岸の施設でつくられております。

高見沢会長　その趣旨は内容ではなくて、この計画をつくるとうまみがあるのか、あるいはそれを機に、例えば許可をするということの関係において、より施策が進むのか、従来と同じなのかということです。

事務局　まず一番大きいのは、この立地適正化計画を策定することによって、国からの補助金がかかりかさ上げされるものがあります。例えば補助金率が今まで 20%であったものが 45%とか 50%にかさ上げされるとか、本立地計画を下敷きとして都市再整備計画事業をする場合は、さらに割り増しがあるといった、いろいろな公共事業をやるに当たって、これを下敷きにしたものについては手厚い国の補助金があります。また、民間施設についても、例えば大規模商業施設に湘南台と書いてあるけれども、大規模商業施設を積極的に市が誘導するというのはなかなか難しい。

高見沢会長　今、議論しているのは、津波の議論をしているわけで、この「津波避難に対する支援」で、この計画を立てると、より住みやすくなるのかどうかということを知っているだけです。

事務局　津波避難施設の補助については始めているのですが、例えば 103 ページの表の④「片瀬・江の島都市拠点」がまさに津波浸水区域に入っているけれども、こちらの誘導施設として民間の事業者が観光商業施設をつくるときに、津波避難施設的な要素を入れていただくことを市が誘導したいということを書いているわけです。仮にそういったものができた場合に、事業を都市再整備計画に位置づければ、国の方から直接事業主に補助が出るといった制度があります。

高見沢会長　拠点以外は出ないんですか。

事務局　拠点以外は国からはないです。

高見沢会長　以前から風致地区は課題であるととらえているが、この中ではなかなか使えないけれども、課題としてこれから議論を続けていければと思っています。

横田委員　2点、質問をさせていただきます。1つは全体の流れですが、今年4月1日から障がい者差別解消法が施行されて、妻も車イスを使っているのですが、障がい者というか、体の不自由な人たちの意見やお願いといったものに法的な根拠が与えられてきたということで、ようやく日本もその辺が充実していくということでありがたい気持ちでいるのですが、今回のこの計画の中で、「少子高齢化」という文字はよく目にするけれども、「障がい者」という文字が全く出てこない。多分盛り込まれているとは思いますが

も、今回の計画の中に障がい者はどういう扱われ方をしているのか。統計資料にも障がい者の統計はないので、肩身の狭い思いをしている障がい者についてどう織り込まれているのか、ご説明いただきたい。

もう一点は、私自身の住まいは明治地区なので、先ほどの辻堂北口の大規模商業についてはパブリックコメントの説明でわかったのですが、もう1つの大規模病院を誘致するという話について、既に徳洲会や中央病院があるけれども、商業施設の方にあの2つの大きな病院を維持していくというふうに理解するのか、さらに大きな病院を誘致するのか、その2点、説明をお願いします。

事務局

105 ページの「大規模病院」のところに、「一定病床数以上の病院を維持していくことを目的に設置する。」とありますが、原則、立地適正化計画そのものは、今はそういう時代ではないのですが、都市計画に位置づけるということで、どちらかというと、ハードといいますか、立地適正化計画で必ず設定しなければいけない区域とか位置という話からいくと、ハード寄りですけれども、これは国が立地適正化計画を策定するに当たって横の連携を取っておりまして、各省庁が立地適正化計画を策定した経緯がありまして、国の方から我々にあてて、これは都市計画部門だけではなく、いろいろな部門と連携してこの計画をつくりなさいという通知をいただいた中でやっておりますけれども、確かに書き込み不足のところはご指摘いただいたとおりですので、見直しをさせていただきますが、これをつくっている中では全然無視しているわけではなくて、実際に庁内プロジェクトチームをつくって、高齢や障害や福祉という部門も入った中で何度も議論してつくっております。また、特徴的なのは、地域包括ケアという藤沢市版の事業ですけれども、立地適正化計画はどちらかというと、位置とか施設の具体的なものを示すハードの部分ですが、ソフトの部分は藤沢市版地域包括ケアシステムというのがありますので、その両輪でやっておりますので、検討した中で、もちろん障がい者も考慮してつくっておりますが、ご指摘の目に見えないという部分については、再度、検討させていただきますと思います。

高見沢会長

少子超高齢社会等への対応とか、全体をもう一度見て、そういう感覚で書いているかをチェックしていただければと思います。

それからハードとソフトという話で、例えば先ほどの津波の避難の場合でも、普通考えているスピードよりも遅くなる人とかいろいろいるので、そういうイメージで、今おっしゃっていることが適切に盛り込まれているかどうか、ぜひチェックしてほしいと思います。

事務局

藤沢市版地域包括ケアシステムではすべての方ということでやってい

ますので、それと同じように立地適正化計画もやっておりますけれども、その辺が見える形に見直していきたいと思います。

高見沢会長

今、すべてということを言われたが、立地適正ということは、距離とか、人がどう移動するか、どの範囲で人が住むかとか、どういう交通で移動するかとか、そういうものが重要であるということをつくっているの、ハードとソフトと分けてしまうと、その間の人の動き、生活そのものが抜けてしまう可能性があるの、その辺は注意してください。

それから 112 ページの囲みの中の「最寄りの駅まで 15 分圏域の人口割合」が、26 年度は 72% だったのが、平成 48 年度には 90% 以上になるとあるが、これはどういうふうに達成できると理解すればよろしいのか。

事務局

今の事業の交通という面で 1 つにした計画であるということで、これは非常に画期的と考えているのですが、この制度の中で、交通計画としても 1 つのマスタープランをつくって交通を管理しているわけですが、その中で最寄り駅まで 15 分圏域として、市民の皆さんが鉄道の駅まで 15 分で結んでいくというところに生活拠点を持つてくることによって、通常の通勤のみならず、一般的な生活サービスをそこで享受できるということから、交通と土地利用の整合を図った指標として、ここに上げているわけですが、この数字を上げているのは今、バス網の再検討を行いながら、90% 以上にできるだけ近づけるということを考えています。

高見沢会長

既にある数字ではなくて、この計画が進むとするということではじき出した新しい数字ですか。

事務局

交通マスタープランの方でその指標を考えております。これはいずれみ野線の関係も含めたトータルでの交通計画の中の数字です。

西尾委員

交通の話が出たけれども、6 つの都市拠点というのは電車の駅ですよ。そうすると、そのうちの 2 つというのは、今、計画中でスケジュールが記載されていなくて、仮となっている。とても重要な拠点になるものが、スケジュールが表示できていないところに、もし、そこに住んでいる人がそれを見た場合、駅ができなかったら駅がある人と同じような計画にはならないのではないかと見えてしまうのではないか。もし、駅がいつごろにできるというふうになっているならば、そのような書き方をしてはいかかかなと思いました。例えば新村岡駅とか健康と文化の森の駅ですけれども、数字があれば、より具体的に見えると思います。

事務局

1 つは村岡で、1 つは健康と文化の森の慶応大学周辺のまちづくりについてはかなり進んでおりますが、駅という話になると、いついつというのは言えないけれども、図面の左上にあります⑤「健康と文化の森都市拠点」の赤い斜線の部分ですが、これは既に「都市機能誘導区域」と書いてある

けれども、これは今年中に市街化区域に編入される関係で先に書いているのですが、さらにこの東側一帯の調整区域について県の方に人口フレームを提出しておりますので、今後、まちづくりの展開いかんによっては、こちらでも市街化区域に編入されてくる。この健康と文化の森のまちづくりの方はある程度進んでいるのですが、いずみ野線の延伸については、市議会にも何回か申し上げているのですが、まちづくりは藤沢市、鉄道の延伸は神奈川県となっておりますので、神奈川県の方をお願いして、交通運輸の審議会において、いずみ野線延伸が答申の中に位置づけられておりますので、かなり進むのかなと思いますが、ただ鉄道ですので、いついつとは言えないのですが、そういう状況であります。

もう1つの村岡の方は（仮）と書いてある部分は、まさに仮というのがふさわしいというような状況です。その要因として、藤沢市だけではできないといいますか、鎌倉市の深沢とセットでまちづくりを進めているものですので、この辺はなかなか進んでいない状況です。ただ、その中で村岡については103ページの表の下に、※で「（仮）村岡新駅周辺都市拠点の誘導施設については、拠点整備が具体的にになった段階から誘導を図っていく。」と書かせていただいたという状況にあります。

西尾委員

ご苦労されているのは理解できるのですが、最初に6拠点と上げているようなことが、いずみ野線の方も村岡の方も注意書きの形になっているのは、市民的には不思議な感じがします。マスタープランは20年間これでいくから上げないといけないということはわかるのですが、専門で進められている方たちだけではなくて、暮らしている市民が見て、自分たちのまちがどうなっていくのかということが、もう少し具体的にわかるといいのではないかと、素人的には思います。

高見沢会長

その点のご意見として受けとめておいてください。

新井委員

中身ということではないのですが、109ページを見ると、「0.1ヘクタール以上」とあって、表には「1000平米以上」と書いてあって、ヘクタールと平米が混在しているのでわかりづらいので、合わせられればいいと感じました。

事務局

こちらは調整いたします。

星野委員

公共交通に関して全体の施策からすると、少子高齢化を迎えて、少しコンパクトにまとめようということで、エリアごとに地域特性を考えていて、よくでき上がっていると思うのですが、うまく都市機能を集約して、そこに住む人にもなるべくなら緩やかながらもまとめようということになると思うんですが、そのプロセスにおいては、どうしてもこの土地を離れたくないという高齢者がいたりして、不便になればなるほど公共交通機関と

いうのは手を引きたがるわけです。全般的に公共交通に対しては、これから新たな交通ネットワークを模索してとか、デマンド型というような言葉があるのですが、これには行政側はかなりの出費を覚悟して、補助金を出したりして詰めていかないと、なかなか実現には至らないという感じがするのですが、どこか他でこういったことが出ていると思うのですが、参考となるようなことも具体的にイメージされているのか。それともこの辺については、今後の新たな問題点ということではなくて、ある程度事業者側とこんな方向でという前提があるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

事務局

一般的なバス網については、事業者と効率的な再編を常に協議しながら進めているところですが、今おっしゃった15分について、どうしてもバス停から離れてしまっている。さらに移動が困難な地形を持つ場所、山坂があるところの移動という部分で、藤沢でも善行など、地域が運営するという地域公共交通の実証をしている面があるということと、もう1つのデマンド型のタクシーを導入していくという実証段階にあるというところで模索しております。少なくとも公共交通としてのもともとのバス網とさらに二層化したような、レイアウトと違う移動手段を地元も含めて研究をスタートしております。完全に地元なしで行政がやっていくとなると、今後、大変な費用がかかる中で、地元の協力のもとに、どれだけの努力で地域の必要な足として確保ができるか、これを今実証している、運行しているといった状況です。

飯塚委員

106ページから107ページに関して、公共交通システムについて書いてありますけれども、今回の熊本地震のような災害時における交通システムについて何も書いてないけれども、何か考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

事務局

災害時における交通システムという意味では、特段、ここには書いてないですし、新しいことを発想していることはないけれども、まず、災害が起きたとき、熊本の場合もそうですけれども、相当建物が倒壊して道路をふさいでしまうということが一番懸念されることですので、まず、今ある道路が、避難路ですとか物資の輸送路として位置づけられているものもあります。そういったものとして位置づけられている道路が、倒壊した建物等によってふさがれてしまって機能しなくなってしまうということが一番怖い状態ですので、そうならないように橋があれば、そういうものを耐震化していく、あるいは沿道の部分の建物の耐震化を優先的に進めているところです。その上で、もともとある道路の部分、緊急車両としてスムーズに走れるようにしていくということなんです。

それから細かいところの道路になりますと、熊本の例を見ましても、何らかの車両が通行できるというのは非常に難しい状況になってしまうと思いますので、そういったところは特殊な緊急車両は別としても、一般車両は動けないと考えておりますので、自転車とかバイクが一番機動的に動けるのではないかと考えております。そういった中で、まず道路が確実に機能するように確保していくというところから考えておりますので、今の段階で車両というものは考えていないけれども、当然、消防とか自衛隊が救助に行く場合の特殊な車両は持っておりますが、一般の車両という中では特に考えてはおりません。

高見沢会長

今回の立地適正化計画というのは、都市マスタープランを今、見直そうとしているわけですがけれども、都市マスタープランが全体にあって、その中の立地適正に関する方針であるわけですから、ここに書いてなくても、こちらに書いてあるという割り振りなんだと思います。ただ、1つチェックしてほしいのは、都市マスタープランの上に、これが(立地適正化計画)乗った場合に、今のような交通の話が津波の避難とか、そういうところはそもそも危ないから、なるべく危ないということを皆さんに認識していただいて、連携関係がうまく取れていると、今のような発想のところもよりよくなる可能性があるので、この2つの関係について考えてほしいと思います。

岡村委員

107ページの「災害に強い交通体系の構築をめざす」というと、例えば緊急避難のところの歩道橋など耐震化補強というのが、もともとのマスタープラン等で同じように書かれているのか、そうでないとすると、「公共交通に関する事項」の中の「災害に強い交通体系」という書き方でいいのかどうか、趣旨がどうなっているのか、改めて確認をしたいと思います。

事務局

そのところは今、公共交通の場である道路というような主体で記述がされておりますので、ここはすべて洗い出しをさせていただきたいと思えます。それから地震のときに鉄道が被害を受けたときには相当な時間がかかる中で、道路は比較復旧が早いというのは、関東大震災のときもそうでしたけれども、そこでバス交通がかなり復旧したというような歴史もありますけれども、道路という空間とバス交通が一体であるというところから、今の段階ではここに書いたのかなというところもあるのですが、これは改めて確認をさせていただきます。

高見沢会長

それでは、そういうふうにお願いします。

他にありますか。これで終わりではなく、途中の段階ですので、本日のところは、今までいただいたご意見をもとに、さらにその先を進めていただくということで、プロセスでいきますと、本案件は、資料1-1の5ペ

ージのスケジュールでは、8月に都市計画審議会としての答申を行う予定ですので、本日の意見と郷土づくり推進会議や関係団体との意見交換を踏まえた計画（案）を8月にご用意いただくということよろしいですか。

事務局 はい。

高見沢会長 それでは、そのようにお願いしまして、議第1号については終了いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 次に、議第2号「藤沢市都市計画公園・緑地見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議第2号「藤沢市都市計画公園・緑地の見直し」について、ご説明いたします。資料につきましては、議案書のほか資料集の資料2-1及び資料2-2となっております。

議案書2の1ページをご覧ください。都市計画公園・緑地の見直しにつきましては、昨年度の都市計画審議会でご議論をいただき中、本年2月の本審議会で「基本的な考え方」の答申をいただき、3月には市議会建設経済常任委員会に報告を行ったうえで、昨年度中に『藤沢市都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方』を策定いたしました。今後は、この基本的な考え方に基づき、各公園・緑地の具体的な見直し作業を進めてまいります。本日は今後の取組について、諮問をさせていただくものでございます。

2ページは、『基本的な考え方』の見直しフローをお示ししております。現在はステップ3以降の基礎資料として、見直し対象であります55箇所の公園・緑地の現況、都市計画の経緯等を整理した個別カルテ等の作成を行っているところでございます。今後の見直しにおいて、ステップ3以降の作業では、公園・緑地の必要性や代替する他の制度の検証など、特に専門的な見地からのご意見をいただきながら、検討を深めてまいりたいと考えております。そのため、今後の詳細な見直し検討作業にあたりましては、本審議会に学識経験者で構成される「公園・緑地見直し専門部会」を設置していただき、調査検討をお願いしたいと考えております。

資料2-1として「藤沢市都市計画公園・緑地見直し専門部会設置要綱（案）」をご覧ください。専門部会は、要綱案第1条にお示しのとおり、長期未着手都市計画公園・緑地の見直し作業の具体化にあたり、専門的な見地から調査検討をいただくことを目的としております。調査検討をしていただく事項としまして、第2条にお示しのとおり、「公園・緑地の機能及び必要性に関すること」、「公園・緑地整備の実現性に関すること」、「公園・緑地の機能を代替する他の制度に関すること」などがございます。

議案書2にお戻りいただきまして、3ページをご覧ください。今後のスケジュールでございますが、専門部会での調査検討を行うなか、適宜、本審議会に報告を行い、ご意見を伺ってまいります。また、部会で検討したものを事務局がとりまとめ、来年度の5月を目途に素案の中間報告を行いたいと考えております。その後は、本素案を基に市議会への報告及びパブリックコメント等を実施し、これらの意見を踏まえたうえで、見直し案を本審議会にお諮りし、答申をいただきたいと考えております。

次に、専門部会に関連しまして、資料2-2の「藤沢市都市計画審議会条例及び同施行規則」の4ページをご覧ください。藤沢市 都市計画審議会条例 施行規則 第10条第1項の規定により、「審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。」としているのが見直し専門部会の設置根拠となっております。また、第2項において、「部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。」としており、第3項では、「部会に部会長を置き、会長の指名する委員又は臨時委員がこれに当たる。」と規定しているものでございます。以上で、議第2号「都市計画公園・緑地の見直しについて」のご説明を終わります。

高見沢会長

事務局の説明が終わりましたので、審議に入りたいと思いますが、この件については、これまで4度にわたって「基本的な考え方」の議論をいただいております。今後は、これを基に55か所を1件ごとにどのようにすべきかということを考えなければいけないということですので、この「基本的な考え方」に基づき、より専門的に詳細な見直し作業を進めるため、審議会に専門部会を設けて、検討を行っていききたいという提案ですが、ご意見・ご質問はありますか。

特になければ、見直し専門部会を設置し、今後は部会を中心に見直し作業を進めていただくなか、適宜、本審議会にご報告をいただきたいと思っております。それでは、藤沢市都市計画審議会条例 施行規則の規定に基づき、部会委員を会長が指名することになっておりますので、私から指名をさせていただきます。

まず、都市計画全般の観点から木下委員にお願いしたいと思っております。木下委員は、本日、学務によりご欠席ですが、事前に事務局の方に確認していただいたところ、ご了解をいただいているということなので、お願いしたいと思います。次に公園・緑地に関連した造園のご専門ということで、公園・緑地の環境保全機能やレクリエーションなどの観点から池尻委員に、公園・緑地の建築や景観機能の観点から加藤委員にお願いしたいと思います。なお、公園・緑地には地震や津波など、災害に対する機能も重要な役割としてありますことから、防災・減災の観点も必要と考えておりますの

で、この点については、臨時委員も含めて事務局と相談しまして、会長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

また、部会長についても指名することになっていますので、先ほどの、都市計画全般の観点からということで木下委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

高見沢会長 委員の皆様にはかなり時間がかかる審議になると思いますが、よろしくお願いたします。以上で、議第2号を終わります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

高見沢会長 次に、報告事項「藤沢市都市マスタープランの進行管理及び改定について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項1「藤沢市都市マスタープランの進行管理及び改定」について、ご説明いたします。「都市マスタープラン」につきましては、当初平成11年に策定を行い、平成23年3月に改定を行っております。今年の3月で改定から5年を迎えたことから進行管理を行うとともに、改定以降の東日本大震災による津波浸水想定の見直しや超高齢社会の顕在化、また先ほどご説明させていただいた立地適正化計画の制度化など、様々な課題に対応するため、改定作業を行うものでございます。

お手元の資料3は、都市マスタープランのこの5年間の進行管理の状況と今年度から行っていく改定の考え方をまとめたものでございます。また参考資料として、都市マスタープランの全体構想及び地区別構想に記載されている内容について、事業として、この5年間でどのようなものが行われてきているのかをとりまとめたものとなっております。

資料のご説明の前に、お手元の藤沢市都市マスタープランをご覧ください。時間も限られておりますが、本日の進行管理やこれからの改定作業においても、重要となりますので、現行の都市マスタープランにどのようなことが記載されているか、ご説明をさせていただきます。まず、10ページは、都市マスタープランの構成でございます。序章として、「都市マスタープランとは」ということで、都市マスタープランの持つ役割や位置づけなどを記載しております。

次に第1章として、「現況と課題」を記載しており、現況と課題を基に、第2章として「全体構想」、第3章として「地区別構想」という構成になっております。全体構想については、本市の将来都市像を示すとともに、それを実現するための都市づくりの基本方針を定めております。また本市は13地区ごとのまちづくりを進めておりますので、地区別構想として、

各地区の将来像及びまちづくりの基本方針を定めております。そして、最後、第4章「推進方策」として、主要プロジェクトや進行管理について記載をしております。

それでは、簡単ですが、順にご説明をさせていただきます。6ページをご覧ください。都市マスタープランの法律上の位置づけでございますが、都市マスタープランとは、都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に当たりまして、今後の都市計画行政の基本とされ、法定都市計画の見直しや改定に際しての指針となるものです。

次に27ページをご覧ください。藤沢市都市マスタープランの将来都市像については、「自立するネットワーク都市」としております。「自立するネットワーク」には幾つかの思いが込められており、下の枠内に記載されております。■の1つ目は、「まちの主役である市民ひとりひとりが、自由に交流連携しながら、自立して、健康にいきいきとくらせる都市をめざす」ということ、また■の3つ目は、これは藤沢という都市として、「近隣都市と連携しながら開かれた都市機能の強化をはかり、持続的に活力を創造できる都市をめざす」といったことを表しております。

次に35ページをご覧ください。将来都市像を達成するための将来都市構造図になります。自立するネットワークを構成するための都市基盤として、交通体系と都市拠点ですが、都市拠点については、藤沢、辻堂、湘南台といった色の着いた○で示された6都市拠点になっております。また、交通体系については、それら都市拠点を結ぶはしご型の交通軸としておりまして、縦軸と横軸で形成しております。前回、2月の都市計画審議会でご報告させていただいたみ野線の延伸や、今年度行われる健康と文化の森の市街化編入についても、この交通体系や都市拠点を構築するための取組の1つとなっております。

次に56ページをご覧ください。この図の黒いラインが都市マスタープランでの13地区の区分線となっており、次のページからが13地区ごとの地区構想となっております。58ページからが片瀬地区となっております。60ページは、地区の指標として、人口の状況や都市基盤の整備状況、緑地の状況等を示しております。62ページは、地区の将来像とその将来像に向けたまちづくりの基本方針を示しております。このような形で、片瀬地区から御所見地区まで13地区ごとの地区別構想を示しております。

次に162ページをご覧ください。ここからが第4章「推進方策」となっております。右側163ページには将来都市構造の実現に向け、主要プロジ

ェクトとして、「藤沢都心部の再活性化」「西北部地域総合整備」「水と緑のネットワークづくり」「広域交通体系の整備」の4つを位置づけております。その内容については、164 から 165 ページにそれぞれ記載をしております。事業の進捗状況については、後ほど資料3でご説明をさせていただきます。

最後に、167 ページをご覧ください。「5 進行管理と見直し」についてでございます。中段下部に、「部分見直しの必要が生じた際には、本都市マスタープランの基本的な考え方に沿った範囲に限り、進行管理組織が承認した検討組織による検討」とあり、進行管理に引き続き、本審議会において改定に向けた検討を行うことを、後ほど、ご承認いただきたいと考えております。また、評価するための指標として、土地利用、交通、緑、防災・安心の4つの分野で、それぞれ指標を定めていますので、こちらも資料3でご説明をさせていただきます。現行の「都市マスタープラン」につきましては、簡単ですが、以上でご説明を終わらせていただき、引き続き、お手元の資料3について、説明をさせていただきますので、資料3をご覧ください。

はじめに、「1 進行管理について」でございます。先ほどもお伝えしたとおり、今年3月で改定から5年を経過するとともに、都市マスタープランの改定に向け、現在の状況を把握する必要がありますので、進行管理としましては、都市マスタープランで位置づけている事業等の進捗状況や将来都市構造に対する評価を確認してまいります。

次に、「2 事業等の進捗状況について」(1) 主要プロジェクトの進捗状況についてでございます。「①藤沢都心部の再活性化」につきましては、現在は、主に藤沢駅北口の基盤整備を進めており、下の図の①と②の道路整備事業が完了しております。また、⑥の駅前広場リニューアルや⑦の自由通路の拡幅整備の検討を進めています。藤沢都心部の再活性化については、行政だけの取組では限界がありますので、JR や小田急といった鉄道事業者はもちろんのこと、周辺の商店街や商業施設等とも連携して進めていく必要があります、まずは道路やデッキなどの公共施設を先行して整備することで、民間の建物の機能更新等を促進していくというものでございます。

次に、「②広域交通体系の整備」でございます。先ほども若干触れましたが、藤沢市のめざす交通体系は、道路網と鉄道網による各拠点を結ぶラダー型の交通軸の形成を目指しております。そのため北部の東西方向の軸線として、いずみ野線の延伸が必要であり、延伸を神奈川県、周辺のまちづくりを藤沢市が主体となって事業を進めております。また、新聞などで

ご覧になった方もいらっしゃるかもしれませんが、国の諮問機関であります交通政策審議会の答申の中で、本事業が具体的なプロジェクトの1つとして記載されるなど、国・県・市、また鉄道事業者や慶応大学とも連携して事業を進めております。また、県道については、横浜伊勢原線が開通されるとともに、横浜藤沢線についても、県と事業化に向けた検討会を実施するなどの取組を進めております。

次に、「③西北部地域総合整備」でございます。西北部地域については、主に遠藤地区と御所見地区の総合整備となっております。ここでは、新たな工業系市街地の創出を図るため、新産業の森地区として整備を行うとともに、事業者の誘致を進めており、現在販売中の区画については、概ね事業者が決定しております。また、湘南台寒川線の整備に向け、遠藤宮原線の都市計画決定や遠藤葛原線の事業着手等を行っております。②の広域交通体系の整備でもお話しした、いずみ野線の延伸にも西北部のまちづくりは大きく関わっており、今年度行われる市街化調整区域から市街化区域への編入においては、慶応大学や病院等が建設中である健康と文化の森地区が市街化に編入される予定となっております。

次に、「④水とみどりのネットワークづくりについて」でございます。水とみどりのネットワークの保全に向けては、本市の3大谷戸である遠藤笹窪、石川丸山、川名清水について、それぞれ取組を進めるとともに県が行っている河川改修と合わせまして、引地川緑地の遊歩道整備等を行っております。

次に4ページをご覧ください。これは主要プロジェクトに直接位置づけられている事業というわけではございませんが、都市計画決定をされている道路や公園がこの5年でどのように整備されてきたかをまとめたものでございます。道路については、先ほどから出ています横浜伊勢原線や遠藤宮原線など5路線が整備され、都市計画公園等については、追加供用も含め15箇所整備がされております。また、地区計画については、辻堂元町にあるサスティナブルスマートタウンや羽鳥一丁目地区など大規模土地利用転換の際に、できる限り地区計画を利用することで、良好な街なみ形成を促進しております。

次に5ページをご覧ください。「3 将来都市像に対する評価」でございます。将来都市像を実現するための将来都市構造として、「交通体系」「都市拠点」「自然空間体系」「市街地構成」「地区の構成と地区拠点」の5つの要素を定めており、その実現に資する指標として4つの分野で設定しております。はじめに、土地利用についてでございますが、指標としては、産業系土地利用と住居系土地利用の比率を設定しております。前回の基礎

調査の数値では、平成 22 年度の数値が 32.5%となっておりまして、用途地域上の産業系と住居系の割合が 29.5 ですので、概ね理想の土地利用が出来ていると考えられますが、工場の撤退などが藤沢市でも発生しているため、引き続き産業系土地利用の維持・向上に努めてまいります。

次に交通についてでございますが、指標としては、広域交通体系整備率、都市計画道路整備率、公共交通分担率の 3 つを設定しております。広域交通体系整備率については、国道や県道、また、いずみ野線や新南北軸線などのラダー型交通軸のそれぞれの進捗状況を数値でまとめることは困難なため、空欄とさせていただいておりますが、道路網としては横浜伊勢原線の開通や横浜湘南道路の整備を進めるとともに、鉄道網としては、いずみ野線の延伸に向けた周辺街づくりの検討を進めており、着実な取組を進めております。また、都市計画道路整備率については、現在平成 27 年 3 月までの数値が出ておりまして、4 年間で約 3 ポイント上昇しております。また、未整備の都市計画道路を効率的に整備するため、道路整備プログラムを策定し、事業の進捗を図っております。3 つ目の指標の公共交通分担率についてですが、高齢化が進むにつれ、自動車の利用者が増加していくことが推計されていることから、自動車のみには依拠しない、より利便性の高い交通環境の構築をめざし、交通マスタープランやサイクルプランを策定するとともに、鉄道駅や道路のバリアフリー化やノンステップバスの導入支援等を実施しております。表の空欄は、平成 20 年のパーソントリップを基にしている関係で、10 年置きということで次回のパーソントリップは示されておられませんので、空白となっている状況にあります。

次に 6 ページをご覧ください。「緑」については、指標を緑地の確保率としており、こちらも平成 27 年 3 月までの数値が出ており、この 4 年間で 0.4 ポイントの減少となっております。これについては、都市公園の整備など公共施設緑地の創出は行ってまいりましたが、民間緑地については、相続等による生産緑地や保存樹林の解除などにより、若干ではあります、下がっております。また、今後も緑地を維持・創出していくため、谷戸の保全や川べりの遊歩道整備を進めるとともに、先ほど議題であげさせていただいた「都市計画公園・緑地の見直し」に向けた検討を進めてまいります。

次に「防災・安心」についてですが、指標は排水区域対策箇所数ということで、ここでは貯留管の整備を行った排水区の数を示しております。この 5 年間では、鵜沼東部排水区の貯留管整備を行っており、引き続き浸水被害を軽減するため、雨水総合管理計画の策定に向けた取組を進めております。また、地震に対する取組として、公共施設等の耐震化を進めると

もに、津波に対する各自治会・町内会と作成した「津波避難マップ」による避難訓練等を実施しております。

次に、これら指標や主要プロジェクトの事業進捗による「4 進行管理まとめ」でございますが、この5年間の取組としましては、将来都市構造の実現に向けた取組を着実に進めてきていると考えおり、引き続き、様々な取組を進めてまいります。しかしながら、本市においても、財政状況は大変厳しく、限られた財源の中でこれからはより一層、各事業の必要性や有効性の観点から検証を行う必要があります、より効果的な事業展開を図ってまいります。また、今回幾つかの指標について、数値として表せていないものがありますので、これからの改定作業の中で、より分かりやすく、目標に合致した指標となるよう精査してまいります。

次に7ページをご覧ください。「5 改定の考え方について」と「6 今後のスケジュール案」についてでございます。平成23年3月の改定から、東日本大震災による地震津波浸水想定的大幅な見直しや超高齢社会の顕在化、立地適正化計画の制度化などの変化が発生しており、それらに対応するため、改定に向けた取組が必要となっております。特に津波浸水想定については、平成27年に神奈川県が、最大クラスの津波をもたらすと想定される地震を対象とした津波浸水予測を見直すとともに、本市でも平成28年4月に、「藤沢市地域防災計画」の修正を行いましたので、それらに合わせた考え方を整理してまいります。改定に当たっては、津波及び超高齢社会に対するまちづくりの考え方を追加するとともに、進行管理を踏まえた将来都市像・将来都市構造の確認、全体構想・地区別構想・推進方策の見直し等を行っていく予定としており、次回7月の都市計画審議会で「津波に対するまちづくり」、8月の都市計画審議会で「超高齢社会に対するまちづくり（立地適正化計画等）」を議題としていく予定でございます。

最後に、議論の状況により変更はございますが、現段階での改定のイメージについて、少しお話しさせていただきますので、「都市マスタープラン」の38ページをご覧ください。こちらが現在の基本方針として、6つのテーマを上げておまして、次ページ以降、それぞれのテーマの説明を記載しております。今回の改定で追加する津波の考え方と超高齢社会に対する考え方については、この部分に追加していくことを想定しておまして、津波については、テーマとして新たに項目をつくるか、4の「災害に強く安全な都市づくり」の中に組み込んでいくことを想定しております。また、超高齢社会については、新たなテーマとして、1つ項目出しをできればと考えております。特に超高齢社会について、先ほど議題で報告させ

ていただいた「立地適正化計画」を位置づけていくとともに、それだけでは足りない部分があれば、そこを補完していく内容としていきたいと考えております。また、改定から5年経過しておりますので、全体構想、地区別構想、推進方策についても、現状に合わせて時点修正等を行ってまいりたいと考えております。以上で「藤沢市都市マスタープランの進行管理及び改定」について、説明を終わります。

高見沢会長 ただいまの報告事項に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告事項を終わります。

÷÷÷

高見沢会長 5 その他として、何かありますか。

事務局 ただいま報告いたしました「藤沢市都市マスタープランの進行管理及び改定について」ですが、改定の検討組織については、本審議会において行うことをご承認いただきたいと思っておりますので、お諮りいただきたいと思っております。

高見沢会長 ただいまの事務局の提案について、ご意見・ご質問はありますか。

特にないようですので、都市マスタープラン改定検討組織については、本審議会において改定に向けた検討を行うことを承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高見沢会長 それでは、本審議会において、改定に向けた検討を行っていききたいと思います。

事務局 次回の第156回都市計画審議会は7月26日(火)午後の開催を予定しております。また、本日ご審議いただきました「藤沢市立地適正化計画について」は、8月に答申をいただきたいと考えておりますので、その次の第157回都市計画審議会は8月26日(金)午後に予定しております。議案等については、後日、ご案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、閉会にあたり、計画建築部長からごあいさつ申し上げます。

石原部長 本日は、長時間にわたるご審議、まことにありがとうございました。事務局を代表いたしまして、心からお礼申し上げます。

本日、いただきましたご指摘やご質問に対し、お答えできなかった部分も若干ありましたので、次回に改めてお答えさせていただきたいと思っております。次回の156回、157回と2ヵ月連続の開催となつてとしましたが、委員の皆様にはご多忙のところ、まことに恐縮ですけれども、ぜひ、多くのご意見を賜りたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

これもちまして、第155回藤沢市都市計画審議会を終了いたします。

午後3時52分 閉会